

報 道 資 料

平成22年6月16日

消費・生活安全課
食品安全推進係
担当：姫野・戸田
内線：3181、3187

食品添加物の使用基準違反について

平成22年6月14日、葛城保健所が、管内の和生菓子製造業者の「でっち羊羹」を収去検査したところ、菓子類に使用できない保存料であるソルビン酸カリウムを使用していたことが判明したので、回収等について指導するとともに、県保健環境研究センターで検査を行いました。本日、当該検査でも、ソルビン酸カリウムの検出を確認したので、同保健所は食品衛生法違反として当該製造者に対し、本日から3日間の営業停止を命じました。
今回違反のあった「でっち羊羹」については、通常の食生活で食べる量では、健康への影響はありません。

1. 違反内容

違反条項：食品衛生法第11条第2項 食品添加物の使用基準違反
違反事実：ソルビン酸カリウムを菓子類の添加物（保存料）として使用
検査結果：1. 3g/kg
結果判明日：平成22年6月16日

2. 対象食品

商品名：でっち羊羹
名称：和生菓子
包装形態：合成樹脂包装（1パック8切入り）
製造量：平成22年6月12日製造（消費期限：6月14日） 30パック
平成22年6月14日製造（消費期限：6月16日） 30パック
上記以前製造分については全て販売消費済み
回収量：6月14日より回収に着手し、残っていた店頭販売分13パック（収去検体含む）、委託販売分10パックについては、全て回収、廃棄済み
残り37パックについては販売、消費済みのため回収不能

3. 製造者

営業者氏名：
屋号：（行政処分が終わっていますので、施設情報は削除しています。）
営業所所在地：

4. 措置

食品衛生法第55条に基づく営業停止（6月16日から6月18日までの3日間）
なお、当該営業者は6月15日から休業している。

※ 参 考

ソルビン酸・ソルビン酸カリウムについて ※（ ）内は基準値

保存料として使用される不飽和脂肪酸で、チーズ（3.0g/kg）、かまぼこなどのねり製品（2.0g/kg）及びあん類（1.0g/kg）などの食品については、使用量上限はあるものの、使用が認められている。しかし、菓子には使用が認められてない。